

瀬戸宛て信長制札

Nobunaga's Ordinance for Seto

安 野 眞 幸*

Masaki ANNO*

【論文概要】

永禄六年に瀬戸に宛てて出された信長制札について、先学はこれを「瀬戸物商人の国内通行権や瀬戸物売買の保護を記したもの」としてきた。しかし本稿で明らかにしたように、この制札では、瀬戸物市への塩・塩相物の出入りをも問題としており、いわば「新儀商人」である「塩・塩相物商人」に対して、瀬戸物取引の公認を内容としていたのである。

【キーワード】

織田信長、瀬戸、瀬戸物、塩、塩相物、本座商人、新儀商人、塩の道、塩付街道

目 次

1. はじめに
2. 史料と大意
 - 1) 史料
 - 2) 大意・説明
3. 歴史の舞台
 - 1) 永禄六年の瀬戸
 - 2) 登場人物
4. 問題の所在
 - 1) 米か塩か
 - 2) 本稿の課題
5. 瀬戸と白塩
 - 1) 塩の道
 - 2) 塩付街道
 - 3) 塩の流通
6. 制札の分析
 - 1) 本座商人と新儀商人
 - 2) 両者の対立抗争
 - 3) 新秩序の制定
7. むすび

1. はじめに

ここでは永禄六年(1563)十二月付け尾張瀬戸宛て織田信長制札三カ条Aを取り上げて、論じた。この判物三カ条の事書が問題としているのは、瀬戸に於いて長時間かけて生産された瀬戸物が、一度に大量に販売される「瀬戸物市」、年に数回行われ、大勢の人々が集合する瀬戸物「大市」のことである。それ故この制札は、この「瀬戸物大市」の高札場に掲げられたもので、市場に出入りする全ての人々に周知することを目的としていたと考えられよう。

この判物Aについて、私はかつて論じた⁽¹⁾ことがある。この制札を全体として「楽市令」とした考えは今も変わっていないが、ここでは根本に遡り、徹底的に考え直してみたい。また本稿は先に発表した拙稿「熱田八ヶ村宛て信長制札」に引き続くもので、〈俵物=米〉とする奥野高廣氏の見解

に対する再検討の第二弾である。「俵物」が米でないとなったときに、どのような問題が見えてくるのか、それを明らかにすることが本稿の目的である。結論を先に云えば、私は〈白俵物=塩〉と考えるのである。

伊勢湾産の《塩》と山国信濃の《薪》などとの交換は日本列島に人々が住み着いて以来、欠かすことなく続けられてきた地域間交易で、これがこの制札Aに関わりを持っているのである。

2. 史料と大意

1) 史料

この文書は奥野高廣著『織田信長文書の研究 上巻⁽²⁾』、佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 第五卷武家法Ⅲ⁽³⁾』、『愛知県史 資料編11 織豊1⁽⁴⁾』などに収められている。翻刻については三者間に多少の相違がある。文書の最初の部分

*弘前大学教育学部社会科教育教室

Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Hirosaki University

を奥野氏が「制札 瀬戸」としたのに対し、佐藤氏は『制』の偏が書かれているのみで旁はみえず、また、その下に文字も墨痕もみられない」とした。また第一条で奥野氏が「諸郷商人」と読んだものを佐藤氏は「諸口商人」とした。

一方、『愛知県史』では、この文書に「十二月、織田信長、尾張国瀬戸に瀬戸物商人の国内通行権を認めるなどの制札を与える」との表題を掲げ、この文書を加藤春夫氏所蔵文書とし、「欠損部は同氏所蔵の天保八年の写しによって補う」として次のように翻刻した。本稿では、最新の翻刻であるこの『愛知県史』を採用することとした。次に文書Aの全文を掲げる。

A

制 札 瀬戸

- 一 瀬戸物之事、諸口商人國中往反不可有違乱事
 - 一 当郷出合之白俵物并塩あい物以下、出入不可有違乱、次、当日横道商馬停止之事
 - 一 新儀諸役・郷質・所質不可取之事
- 右条々、違犯之輩在之者、速可加成敗者也、仍下知如件
- 永禄六年十二月日 (花押)

2) 大意・説明

奥野高廣氏は『織田信長文書の研究』の中で、この文書の【大意】・【説明】をそれぞれ次のように述べている。

【大意】

瀬戸市(もと東春日井郡品野町)の加藤新右衛門氏所蔵の制札で縦二八、八纏・横四二、九纏。

- 一、瀬戸物商売の諸郷の商人に尾張國中の往來を自由にした。
- 一、瀬戸物を交換する市日に米穀(白俵物は木炭の黒俵にたいしていう)や海産物などの出入りは差支えない。その当日市場に向わぬ横道に商品積荷の馬の通行を禁止する。
- 一、新しい課税・郷質・所質をとってはならない。

【説明】

商品として漸く発展してきた瀬戸物(磁器)の売買を保護した政策であり、商業税は徴収しているであろう。この制札については、とかくの批判もあるというが、写真を見る限り疑点はないと思われる。

『愛知県史』にある「十二月、織田信長、尾張国瀬戸に瀬戸物商人の国内通行権を認めるなどの制札を与える」との表題や、奥野氏の【説明】「商品として漸く発展してきた瀬戸物(磁器)の売買を保護した政策で…」は第一条から来よう。また奥野氏の【説明】「商業税は徴収しているであろう」は第三条の「新儀諸役不可取之事」の解釈によっている。また奥野氏がここで云う「とかくの批判」とは、具体的には『中世法制史料集』、『愛知県史』から知られよう。

3. 歴史の舞台

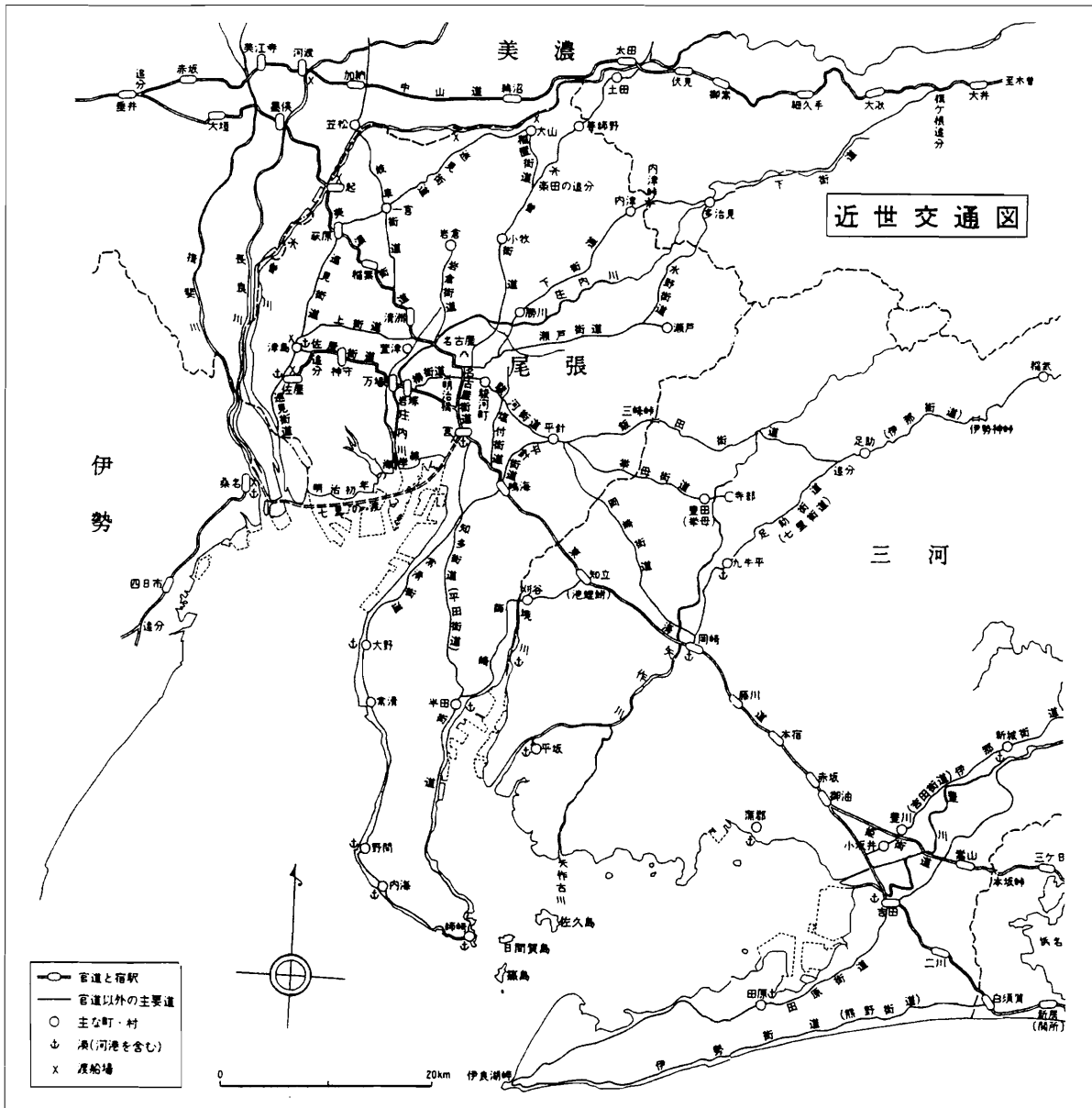
1) 永禄六年の瀬戸

徳川家康の祖父、松平清康は戦国大名として三河を統一した後、猿投山塊を越え尾張に侵攻した。享禄二年(1529)には瀬戸の品野城や山崎城(現日進町)を落とし、守護所のある清須に迫ったが、守山崩れで敢えなく一生を終えた。しかし品野城はその後長く松平・今川方の支配下にあり、織田信長がこの城を奪回したのは桶狭間の戦いの直前、永禄三年(1560)のことという。その間瀬戸は織田氏と松平・今川氏の争奪地となり、人々は離散した。これを「瀬戸山離散」という。

瀬戸は三十年間以上にわたり松平・今川氏の支配下にあり、信長が永禄三年に品野城を落とし、永禄五年家康との間に清須同盟が締結され、やっと信長の支配地として安定した。とすれば、永禄六年の段階では、瀬戸は信長の新たな征服地であり、先学が目した当該制札第一条の尾張一国の「國中往反の自由」は、征服地の商人に対し「分国往反の自由」を与えたものとなる。これは、後述するように、天下統一に向けて今後繰り返される信長の占領政策のモデルとなった。

信長の場合、支配領域の拡大が土地・人民の支配のみならず、流通組織の再編成をも伴っていた点は注目に値する。一方この年、信長は清須から小牧山に居城を移し、美濃の齋藤氏との対決姿勢を鮮明にした。この小牧山城移動のより直接的な意味は、木曾川沿いに勢力を築き、黒田と小口の二つの城を配下に置いた犬山城の従兄弟織田信清との軍事対決にあった。この当時、尾張北部は信清の働きで齋藤龍興の影響下に入り、信長と対立していたのである。

それ故この当時、信長は尾張を完全には統一し



角川地名辞典『愛知県』による

ていなかったが、尾張統一を視野に入れて、第一条では尾張一国の「國中往反の自由」を述べたことになる。

2) 登場人物

瀬戸の品野は尾張と美濃の国境近く、「瀬戸街道」から分かれた「水野街道」上にある。この「水野街道」は内津峠を越え庄内川に沿って進む「下街道・善光寺街道」と美濃の多治見で合流する。この道はさらに進んで恵那・中津川で「中山道」に合流する。一方瀬戸の赤津からは戸越峠を越えて三河の藤岡に出て、矢作川上流へと進む道があり、さらに瀬戸から日進まで下れば、三峰峠を越える「飯田街道」に出て、足助から信州に向かう「足助街道・伊那街道」となる。

当文書第一条には「諸口商人」が登場する。彼らは奥野説の通り「瀬戸物売買」をしていたと考えられる。品野の場所が、尾張・三河・美濃三国の国境に近い陸上交通の要衝の地であることから、「諸口商人」は馬の口を執って《瀬戸物》を買い付けていたと思われる。瀬戸の特産品は《瀬戸物》だから、「諸口商人」に対しては、瀬戸物を卸す窯元や卸問屋、「瀬戸物大市」の存在が想定される。また窯焼きの原材料には、《陶土》の他、大量の《薪》が必要だったと思われる。

ここから「諸口商人」とは瀬戸への《薪》の搬入と、生産物である《瀬戸物》の搬出を同時に行った人々と考えられる。もしそうだとすれば、彼らは窯元の支配下にあった可能性が高い。拙稿「鋳物師水野太郎左衛門⁽⁵⁾」で明らかにしたように、

中世鋳物師の世界は〈大工鋳物師—小工—売子・鋳物師商人〉と定式化でき、「売子・鋳物師商人」は「大工鋳物師」や「小工」たちの「下人」身分にあった。これに倣って瀬戸の世界を考えると、次のようになろう。

①この文書を保持していた人物は窯元の「大工」で、②彼の下で瀬戸物製作に当たっていた人々や小窯元は「小工」に当たり、③瀬戸物商人の「諸口商人」は「下人」身分の「売子・鋳物師商人」に相当しよう。この文書を所蔵した品野の加藤新右衛門家の当主は、江戸時代の常として代々新右衛門を名乗り、家業を引き継いで江戸時代を過ごしたと思われるが、この加藤新右衛門が瀬戸に登場したのは慶長年間のこと、この文書の受取人との関係は明かではない。

この制札Aの受取人は、天正二年の加藤市左衛門景茂宛て信長朱印状⁶⁾との関係から、陶工集団の長である加藤景茂とは対立する、もう一方の陶工集団を率いた人物で、新右衛門以前に品野にいた瀬戸焼の窯元で、当時の瀬戸を代表してこの文書を受け取ったと考えられる。彼は陶工集団の親方で、また同時に瀬戸物の「卸問屋」、「商人宿」の経営者でもあり、瀬戸物大市の中心人物と考えられる。ここから彼は、馬の口を執る「諸口商人」たちをも支配下に置いていたと思われる。

他方、第二条には「白俵物」「塩相物以下」が登場しており、当然これらの商品をもたらず商人がいたことになる。また「当日横道商馬停止事」とあり、大市の日には「横道商馬の停止」が命ぜられている。ここから「白俵物・塩相物」商人が大市の「当日」、馬で市場以外の横道で、瀬戸物大市を通さずに《瀬戸物》を商っていたと想像される。しかし彼らがどのような存在かは「白俵物・塩相物」の解明にかかっている。それ故次に、この問題を取り上げたい。

4. 問題の所在

1) 米か塩か

奥野氏は『織田信長文書の研究』において、信長文書に登場する全ての「俵物」を《米》の俵とし、A第二条の「白俵物」も〈木炭の黒俵に対して、米穀〉としている。天文十八年十一月の尾張熱田八ヶ村宛て制札⁷⁾第五条の「俵物留」も〈米俵のことで…戦国大名は作戦上の目的で米穀の移動を禁止した〉とし、永禄七年十月付け水野郷定

光寺宛て禁制⁸⁾第四条の「俵物相留事」も〈寺内に米俵の搬入を禁止した意味である。俵物の移動を禁止すること〉の政策的実施とした。

しかし永原慶二氏は「兵糧米の確保・輸送⁹⁾」について「戦国期の物流の不安定性要因の中でとりわけ大きいものは、合戦に伴う兵糧米の確保・輸送である」とし、「緊急の大量調達・輸送はどのように行われていたのであろうか」を問題とした所で、「一定の兵糧は通常本城・支城・郷村などの蔵に備蓄されているが、合戦の場合、武将・軍役衆は地元の市で追加調達したり、沿道や戦場で農民・商人が売り込むものを買付けするのが普通であった」と述べている。

また拙稿「熱田八ヶ村宛て信長制札¹⁰⁾」で述べたように、当時熱田は環伊勢湾世界の物流の中心地で、史料上に「俵物留」「俵物質」とある「俵物」は《米》に限らず、海産物を中心に〈俵に入れて運ぶもの〉〈運送中の商品一般〉を指している。この「白俵物」も〈俵に入れて運ぶもの〉一般だと思ふ。奥野氏は「俵物」に「米・木炭」を挙げたが、俵物として運ばれたのは「穀類・芋類・芋・塩」や「海産物」等で、特に近世長崎貿易では「干シアワビ・鱧のヒレ・煎り海鼠」の俵物三品が有名である。

また辞書には「白」は「塩の別称」とあり¹¹⁾、後述するように、当時愛知郡では「白塩」が有名であった。さらに網野善彦氏が明らかにした¹²⁾ように、古代の木簡から中世の史料にかけて、塩の単位の表記は、順に「果・籠・俵」となり、戦国期には「俵」で計算し、表記されたのである。それは塩が「俵」の形態で船積みされ、陸揚げ後、陸路を馬の背で運ばれたからであろう。それ故この場合の「白俵物」は《塩》を指していると考えるのが最も自然であろう。

宮本常一氏は、当時豆腐を自家製するため、塩俵から苦塩を抽出した¹³⁾としており、塩は「俵」単位で売買されていた。奈良「したみ座¹⁴⁾」のように、塩の振売商人も存在したが、他方、俵による大量買いもあったのである。小野晃嗣氏が「卸売市場としての淀魚市の発達¹⁵⁾」で明らかにしたように、《塩》と「塩相物」は共に海産物として、同じ魚市場や卸問屋で取扱われており、特に中世では大消費地京都を目指して、西国から淀川を遡った「淀」には「淀魚市」があった。

伊勢湾世界でも、これに対応する卸売市場や、遠隔地への「塩・相物」販売のための集散市場の

存在が想定される。具体的には熱田の「魚市場」がそれで、ここでは「塩相物」はもちろん《塩》を含む一切の海産物が取り扱われていた。森浩一氏は、現在の「愛知県」の名前の起源となった郡名「愛知郡」は、古い地名「年魚市潟」に由来し、「潟」のほとりに「港」があり、「市」が立つ地形であると想定し、古来ここには「魚市場」が存在したとした⁽¹⁶⁾。

『延喜式』では東寺講堂の仏像に毎日お供えする塩を「生道の塩」と規定し、今も知多半島の付け根、大府市南隣の東浦町「生路」に「伊久智神社」があることから、この「生道」を古代知多半島の塩の集散地⁽¹⁷⁾とした。「生道の塩」が戦国期にまで生き延びていたなら、半島に強い発言権を持つ緒川水野氏が支配していた可能性がある。しかし古代の「年魚市」の市場や「生道の塩」は、むしろ戦国期の環伊勢湾世界の物流センター熱田「魚市場」に引き継がれたと思われる。

それ故「白俵物」の中身は《塩》で、「白俵物并塩あい物以下」とは「塩と塩相物」で、《塩》《魚》を指し、熱田の「魚市場」が出荷元だと思われる。となると、我々が今ここで問題とするA文書は、先学がこれまで述べてきたように「瀬戸物商人の国内通行権を認める」ことを中心としたものではあるが、それは第一条のみを注目したからで、第二条にも注目すると、この文書は同時に、「塩と塩相物」の瀬戸物市場への「出入り」をもテーマとしていたことになる。

旧稿では、「白俵物并塩あい物以下」を奥野説に従って、《米と魚》として議論をしてきたので、ここで新しく論じる意味があろう。旧稿では「瀬戸物大市」に対して「白俵物・塩あい物以下」の市場を「生活市」と名付け、対外市場と地域市場、fairとmarket、男と女の対比などを考えた。しかし「白俵物」が《塩》となった今、どちらも男が関わっていると訂正したい。

2) 本稿の課題

「塩・塩相物」の流通について、豊田武氏は『中世日本商業史の研究』の第二章「隔地取引の発達」、第一節「卸売市場の成立」、二「海産物集散市場の成立⁽¹⁸⁾」において、次のように述べている。

中世の商業は、自給自足的経済通有の現象として、一般的に市場を通じて行われたが、その出場の圧倒的多数は農民の剰余、生産物た

る穀類・野菜か、農業の余暇丹念に製作された織物の類に過ぎず、日常の生活必需品はすべて封鎖的領域を越えずして準備するを常とした。ただ一つ特定の地方にしか生産されない特殊な生活資料たる塩・鉄の類、分けても海浜に産する塩・塩相物の類は、食料の調味料・保存用として常時の農民にとって必要かくべからざるものであったため、かかる重厚なる障壁を乗り越え、僅かの間隙を縫うて、山間僻地の市場まで姿を現した。この意味において塩・塩相物は中世商品の大宗たるの地位を占め、その取引は中世商業の核心をなすものといっても過言ではあるまい。

つまり、A文書が「塩と塩相物」の市場への「出入り」をテーマとしているとなると、我々は〈日本中世商業の核心をなす〉「塩・塩相物」取引を考察する糸口をつかんだことになる。一方、フロイス『日本史⁽¹⁹⁾』には、信長が美濃を征服し、引き続き將軍足利義昭を奉じて畿内を征服した後の永禄十二年の都市岐阜の様子を次のように伝えている。これは加納の楽市場のことと思われるが、何よりも興味深いものは、《塩》が馬に積まれて運ばれていたとあることである。

私たちは岐阜の市に至りましたが、人々が語るところによれば、八千ないし一万の人口を数えるとのことでした。私たちは和田殿の指定した家に宿泊しました。同所では取引や用務で往来する人がおびただしく、バビロンの雑踏を思わせるほどで、塩を積んだ馬や反物その他の品物を携えた商人たちが諸国から集まっていました。このような有様で、営業や雑踏のために家の中では誰でも自分の声が聞こえぬほどで、昼夜、ある者は賭博をし、飲食し、あるいは売買し、または荷造りをしてたえずやむ時がありませんでした。同家ではとうてい落ち着いておられず、私たち一同は二階で雑居していました。

社会主義社会のように国家権力が社会を一元的に管理下に置いている場合、多くの国民が必要としているにもかかわらず、自給不能な《塩》や《鉄》などの非自給的商品は、国家が管理し、国家が専売したと考えられる。伝統的な中国王朝がそうである。明治の日本国家も塩の専売を行った。神社等を本所とする「座」の神人等々が塩を販売

し、武家政権が社会を完全には管理下に置くことができない日本中世の在り方は、人類史全体の中ではむしろ例外的存在となろう。

伊勢湾を臨む戦国期の尾張に於いて「塩・塩相物」の流通はいかにあったか。これは大きな課題である。ここではこのような観点から、Aの尾張瀬戸宛て織田信長判物の分析を進めたい。

5. 瀬戸と白塩

1) 塩の道

山国信濃から伊勢湾に向けて、北から順に木曾川、庄内川、矢作川の三川が南西方向に流れている。宮本常一氏が明らかにした⁽²⁰⁾ように、これらの川に沿って「塩の道」が通っていた。日本列島に人が住み着いて以来、伊勢湾で作られた《塩》はこの道を通り、遠く信州伊那谷等々にまで運ばれていた。船で川を遡り、船が進めない先は馬の背や人力で運んだのである。このような「塩の道」での遠隔地商業を取り扱ったのは、大化前代では伊勢湾北岸に根拠地を持つ海部の民⁽²¹⁾と思われる。

伊勢湾を抱える濃尾地方は日本列島の中で最もくびれた部分を形成しており、西北には琵琶湖・若狭湾がある。古代伊勢湾の海岸線は津島・甚目寺の線上で、今よりも十キロ以上も北上していた。養老山地に沿って大垣周辺までは、赤塚次郎氏が「味蜂間の海⁽²²⁾」と名付けた大きな入り江が入り込み、伊勢湾は現在よりももっと琵琶湖に近付いていたのである。美濃の厚見郡と三河の渥美半島は、共に古代海人族安曇氏の上陸地点と云うが、あながち否定できないと思う。

伊勢湾・「味蜂間の海」・木曾三川・庄内川・矢作川等々からなる世界を、網野善彦氏は「河海の世界⁽²³⁾」と名付けている。古代の尾張国には海部郡が置かれたことから、この世界は安曇・住吉系海人族の発展した世界であった。一方伊勢には猿田彦大神を祭る椿神社があり、伊勢神宮の地主神も猿田彦だと云い、この猿田彦大神を隼人系の神とするなら、伊勢地方には紀伊半島にネットワークを持つ隼人・宗像系の海人族が、安曇族に先立って発展していたと思われる。

『伊勢国風土記逸文⁽²⁴⁾』には、国神の「伊勢津彦」が伊勢国を去り、天神の「天の日別」に国譲りをした際、「吾は今夜、八風を起こして海の水を吹き、波浪に乗りて東に入るらむ。これすなはち、

吾が却る由なり」と述べ、近くの信濃国に住んだとある。この話は、日本列島に人々が住み着いて以来、長期にわたり、伊勢湾と甲信地方との間に「塩の道」を媒介とした交流が存在していたこと、それを背景とし、環伊勢湾地帯に於いて、天神系の人々と国神系の人々との対立があったことを暗示していよう。

北アルプスの穂高連峰は、今では日本のアルピニストのあこがれの山であるが、「穂高」は安曇族の祖先神の名前で、麓の松本平の郡名も「安曇郡」と云い、ここには穂高神社・住吉神社がある。また穂高神社の祭礼が「船祭り」であることから、海人族の安曇族が姫川より南下してこの地に移り住んだと云われている。現在ではこの姫川より松本平への道が「塩の道」として有名ではあるが、宮本常一氏の云うように「塩の道」は伊勢湾から信濃へも通じていたのである。

信濃国から都に向かう人が越える神坂峠には、安曇族と関係の深い住吉三神を祀った神坂神社があり、海人族はこの峠を越えて移動したと考えられる。彼らは伊勢湾の東側から北側かけて定着し、ここから信州安曇郡から日本海に向けて日本列島を横断するように発展したと見ることもできる。この安曇族の活躍の跡は、伊勢湾沿岸で作られた塩が信濃の国々に運ばれる「塩の道」と重なり、さらに彼らの活躍は大化前代に於ける大和朝廷の東国経営と重なっている。

瀬戸は庄内川の支流、矢田川の上流にあり、品野、土岐、恵那から東山道へ抜ける「善光寺街道」や、足助から信州伊那に向かう「伊那街道」とも連絡し、矢田川・庄内川を下れば、尾張を横断する「鎌倉街道」に出て、伊勢湾世界の物資の集散地、熱田とも連絡していた。それ故、瀬戸は信濃に向かう《塩・魚》の通過地点の一つで、瀬戸の立地条件から、たとえここに「瀬戸物市」が立たなくても、「白俵物・塩あい物」が登場することは極めて自然であった。

豊田氏は、「塩・塩相物」は「中世商品の大宗」で、「僅かな隙間を縫うて、山間僻地の市場まで姿を現した」と述べている。これは、「塩・塩相物」流通網が、日本社会の隅々にまで、いわば「毛細血管」のように張り巡らされていたと述べたものである。そのレベルで云えば、瀬戸には「塩宿」の一つもあれば充分であろう。しかし瀬戸には大きな「動脈」が通っており、「塩・塩相物」商人たちが「塩の道」を山国の信州に向かって馬を引い

て行く通り道であった。

制札Aの第二条には「当郷出合之白俵物并塩あい物以下、出入不可有違乱」とある。この表現からは「白俵物・塩あい物以下」が「瀬戸物市」の攪乱要因となっているのに、「当郷」では意図しないのに「出合」ってしまう、《塩・魚》の通過地点になっていて〈困った〉とのニュアンスが感じられる。これは遠隔地商人である「塩・塩相物」商人たちが、瀬戸物を取り扱う「諸口商人」たちと同じ街道上を歩んでいると云う、瀬戸の立地条件から来ているのである。

この制札Aの発布された年から二年後の永禄八年には、織田氏と甲州の武田氏との間に婚儀が結ばれ、織田・武田両氏は同盟関係となった。その年信長は、津島神社の御師天王右馬大夫に宛てて次のような判物B⁽²⁵⁾を出した。

B

遠山之事、天王右馬大夫諸檀那乃上者、雖為敵方、可令出入、并野方已下不可有違乱者也、仍如件

永禄八

十二月廿八日

(花押)

天王右馬大夫

この「遠山之事」について、小島広次氏は人名でなく地名で、信州伊那の遠山⁽²⁶⁾とした。古くからの「塩の道」による《塩》と《塩木》の交換を基本とする尾張と伊那との結びつき、南朝の皇子、宗良親王・尹良親王をめぐる津島神社と伊那との結合⁽²⁷⁾などが、ここでは津島神社の信仰圏として表現されているのである。この御師と檀那の結合の背後には、《塩・魚》の流通が想定できよう。この時代尾張から伊那に「白俵物・塩あい物」を運んだのは、古代「海部の民」の後裔、津島の御師たちと思われる。

江戸時代この世界で活躍した塩売りたちは「中馬」と呼ばれた。中馬宿には三河の足助が有名⁽²⁸⁾である。これは宿から宿へ荷物を伝送する「伝馬」に対して、生産地と消費地とを直接結ぶ「産地直送方式」の流通業者で、師檀関係の近世的な変形だと私は思う。なおBの「雖為敵方、可令出入」とは、武田との同盟関係成立を踏まえ〈たとえ敵方でも、出入りすべし〉と、これまで以上の親密な関係を要請したものである。また「野方」とは伊那街道に面した現在の日進町野方であろう。

ここ「野方」には白山神社があり、「野方已下で

の違乱」とは、白山神人たちとの対立を問題としていたのだろう。ともあれ、瀬戸物商人も、塩・相物商人も、共に馬を引き、同じ街道上を歩いていたことが後述するように大きな問題となるのである。

2) 塩付街道

遠浅の海「年魚市瀉」では、海と陸の境となる波打ち際の線は干潮時と満潮時では大きく異なり、干潮時の浜辺は満潮時には海の底となった。鳥の楽園ともなるこの世界を「前浜」といい、やがてここに塩田が作られた。今でも名古屋市瑞穂区から南区にかけての地域には「塩入」「汐田」「塩屋」など「塩」の付く地名⁽²⁹⁾が多く、かつて塩田であった姿を偲ばせる。「千窯」も千の塩窯から付いた地名であろう。また当時熱田の東、星崎辺りから山崎川に沿って「塩付街道」が北上していた。

『愛知県の地名⁽³⁰⁾』には「塩付街道」について「現南区から緑区にかけての旧愛知郡の海浜は星崎七カ村とよばれる海塩の産地で、古くから北方へ供給した」とあり、さらに、藩の大代官樋口好古の『税賦参定指南』を引用して次のようにある。

愛知郡内、南野、荒井、牛毛、戸部、山崎、笠寺、本地を星崎七カ村といふ。昔此七カ村に塩浜百町及びもありて、夥しき塩を焼出せり。されば戸部村より桜村、新屋敷村、山崎村、中根村、井戸田村、石仏村、古井村を経歴して北へ通ずる道を塩ツケ街道と云へり。即ち是古へ塩を馬に駄して北国へ運送する街道之由云伝へり。星崎の塩は本州前浜塩と称し、白塩にして名産なり。

織田信長の父信秀が愛知郡に勢力を築く際、最初「古渡」に築城し、次いで「末盛」に城を移したが、「古渡」は三河から尾張・美濃に抜ける鎌倉街道上にあり、南には熱田台地が伊勢湾と「年魚市瀉」に囲まれて半島状に突き出し、そこには熱田神宮や伊勢湾水上交通の中心地、熱田港があり、「古渡」はその熱田半島の根本に立地していた。一方「末盛城」は尾張から三河の足助に向かう街道と、この「塩付街道」の交差点近くに立地し、どちらも《塩》の流通と密接に関わっていた。

網野善彦氏と森浩一氏との対談本『馬・船・常民⁽³¹⁾』では、「鑄物と塩の交流」をテーマにしている。江戸時代能登穴水の中居港の場合、鑄物師

が製塩業者に《塩釜》を貸し、《塩》の売り上げの分け前をもらう「貸し釜制度」があったと云う。塩釜は消耗が激しいので、鋳物師が塩釜の配給と古釜の回収を行うことは、中世に遡るであろうと述べている。その点で、この「塩付街道」を北上した先に鋳物師の水野太郎左衛門の根拠地、鍋屋上野村があることは大変興味深い。

「星崎の塩」が「白塩」であったことから、Aの「白俵物」は《塩》と考えられよう。「塩付街道」を北上すると矢田川に出て瀬戸に抜けたと思われる。一方、後述するように、当時熱田の「魚市場」では、「塩相物」「塩」など一切の海産物が取り扱われていた。以上三点から、瀬戸の「瀬戸物市場」に登場した《塩》は、生産地星崎から直接「塩付街道」を通り瀬戸へのルートと、各生産地から一旦熱田「魚市場」に集められた《塩》が、熱田から瀬戸へのルートの二つが考えられる。

しかしながら、星崎の直接生産者が塩を販売するのは矢田川以南の「塩付街道」周辺で、瀬戸以遠の信州までの山道は遠隔地商人の縄張りであったと思われる。私は先に小論「知多郡・篠島商人宛て自由通行令⁽³²⁾」で、信長が天文二十一年十月十二日に知多郡・篠島商人に宛てた折紙を分析した際、「知多郡・篠島商人」の取扱い商品は「塩・相物」で、自分の生産した塩を船で萱津から庄内川・矢田川を遡り、守山・那古野間を舟に乗り、振売りしていたと論じた。

特に「塩」は、冬場は焼くことができないので、仕事が暇な折に、直接生産者である知多郡の塩焼きたちが、守山と瀬戸との境にある大森の宿を根拠地に守山・那古野間を縄張りとして、振売り・小売りをしたと考えたのである。塩の販売については直接生産者が振売り・小売りをする世界と、遠隔地商人の縄張りという区別が自ずから存在し、二種類の塩商人たちは棲み分けをしており、中でも特に遠隔地商人は《塩》の卸売りセンターに強く縛られていたと思われる。

Aの制札の日付が十二月であることから、この場合もまた直接生産者による小売り・振売りの可能性は否定できないが、A文書に登場する「俵物・塩相物」商人の主体は小売り・振売り商人でなく、熱田をセンターとし、川船や馬の背に大量の商品を持ち込む遠隔地商人で、熱田「魚市場」から信州へ向かう途中、たまたま瀬戸に立ち寄ったのであろう。それ故「白俵物并塩あい物以下」の輸送ルートは全体として熱田ルートで、帰り荷もまた、

物流の中心地・熱田に向かったと思われる。

以上をまとめると、信長の領国内の塩の流通として、守山・那古野間は直接生産者である「知多郡・篠島商人」の塩売りの縄張りで、また「塩付街道」の周辺もまた直接生産者である塩崎商人たちの縄張りの可能性がある。他方「塩付街道」を媒介として鍋屋上野村の鋳物師水野太郎左衛門は星崎の製塩業者たちに強い支配権を持っていた可能性がある。一方、熱田の魚市場は塩・相物の流通センターで「白俵物并塩あい物以下」を取り扱う遠隔地商人に強い発言権を持っていたとなろう。

3) 塩の流通

今われわれは塩・相物商人たちの世界に於ける棲み分けを考えたが、一方、かつてこの世界にも「塩座」「魚座」等々があったと仮定すると、熱田の遠隔地商人や「塩付街道」を通る星崎商人、「知多郡・篠島商人」たちがそれぞれの特権を主張して互いに対立したり、市場・流通路からの排除等々を行っていた姿が想像される。それ故、信長の領国内に於いて、塩の流通はどのようになっていたのか、織田氏による塩・相物の流通統制の在り方が問題となってくるのである。

拙稿「鋳物師水野太郎左衛門⁽³³⁾」で明らかにしたように、信長は鍋・釜などの《鉄》については尾張一国の販売権を水野氏に与えていたのであるから、《塩・塩相物》の場合も、水野太郎左衛門に対応する人物が尾張一國を管理していると思われる。天文二十一年の熱田八ヶ村宛て制札第五条⁽³⁴⁾や、永禄七年の尾張水野郷定光寺宛て禁制第四条⁽³⁵⁾には「俵物相留事」とある。これが「塩留」の意味だとすると、信長は国内の塩の流通に対して一定の支配権を持っていたと想定されよう。

永原慶二氏は長谷部備前守宛て北条氏邦朱印状を取り上げ⁽³⁶⁾、氏邦は鉢形領内の土豪長谷部備前守に対して、塩役銭の賦課権行使の範囲を指定しているが、「氏邦としては長谷部に徴収させたそれらの役銭の一定部分を上納させるのである」とし、戦国大名は塩などの流通に対して役銭収取体制を整えていたとしている。これは、後北条氏による塩専売の一手手前の在り方と考えることが出来よう。そこで参考になるのが「今井宗久書札留」の次の文書C⁽³⁷⁾である。

奥野氏はこれを永禄十二年のものとし『織田信長文書の研究』に収録した。次にこの文書に対する奥野氏の説明と佐々木銀弥氏のコメン

ト⁽³⁸⁾を取り上げたい。

C

塩井塩魚過料之事、前十河殿存知之分從信長我等費仰付候、可被特其意候、若於府相届儀者、各可為御越度候、尚兩使可申入候、恐々

八月十二日

塩御座衆中

又塩魚ノ座へも同然

又淀塩座中へも同然

【説明】

塩座・塩魚座・淀（京都市内）魚市の塩、塩相物（塩魚）座の座役徴収権は、十河民部大夫（一存の子存保か）が知行していたが、信長から今井宗久に与えられた。淀の魚座とか塩・塩相物の座は、公家衆の東坊城家・三条西家・西園寺家などを本所（所有権者）として、これに座役を納めていた。

【コメント】

信長は親信長派の堺豪商今井宗久の手を通じ、中継卸売市場の間屋的機能をもっていた淀魚市塩座以下、京都近辺あるいは堺周辺の塩座を支配掌握することによって、首都経済の心臓部の一部を抑えることができたと言うことができよう。

この文書の理解としては、以上で充分だと思われる。瀬戸に制札を下した永禄六年から永禄十二年までの六年の間に、信長はいわば登竜門をくぐり、尾張の鯉から天下の龍に変身した。永禄十年には稲葉山城を攻略し、ここを岐阜と改め、美濃征服後の、翌永禄十一年には足利義昭を擁して上洛し、畿内を平定した。永禄十二年とはこの翌年に当たっているのである。畿内に於いては、塩の流通は堺豪商今井宗久の手を通じて一元化していたと見ることができよう。

尾張に於ける今井宗久に対応する人物は今のところ不明だが、同様な統一的支配機構は存在したと思われる。谷口克広氏が「異色の馬廻たち」として紹介した、岐阜城下で塩屋を営みながらも信長の馬廻を務めた大脇伝内⁽³⁹⁾と云う人物がこの問題を解く鍵を握っていると思われるが、今後の研究を待ちたい。

6. 制札の分析

1) 本座商人と新儀商人

第一条に登場する「諸口商人」とは、瀬戸の品野を中心とした人々で、一方では瀬戸物を焼き上げるための《薪》を運ぶ等の仕事をしながら、他方で、商品である《瀬戸物》を馬の背に載せ、瀬戸から熱田・京・三河・伊那・善光寺等々に向かった瀬戸物商人だと思われる。彼らは三十年以上にわたり、三河の松平氏や駿河の今川氏の支配下にあり、ごく最近になって新たに織田氏の保護下に入った。瀬戸山復興のためには陶工のみならず、彼らに対する安全保障も必要であった。

永禄五年、信長は三河の松平氏との間で清須同盟を結び、尾張と三河の国境は確定し、瀬戸への軍事的な圧力はなくなった。その翌年の永禄六に、この制札が発布されたのである。彼ら「諸口商人」は元々、伊那街道や善光寺街道、塩付街道等々と、街道毎に販売特権を持つように編成されていたと思われる。だから京都や熱田などに向かう街道に対しては、織田氏に対して「国中往反の自由」を要求したと思われる。織田氏はそれに応えて「国内往反不可有違乱」としたのである。

一方、第二条の「白俵物・塩あい物」商人は、熱田や津島など伊勢湾沿岸部の出身者であろう。彼らは古くから織田氏の保護下にあり、「国中往反の自由」は既に認められたと思われる。彼らもまた、馬の口を取って伊勢湾沿岸部から信州に行く途中で、瀬戸にやってきた。第二条の「次」には、「当日横道商馬停止事」とある。「横道商馬」の主体は「白俵物・塩あい物」商人であろう。彼らは「大市」以外の「横道」で、隠れて瀬戸物を購入しており、帰り荷は《瀬戸物》だったのだろう。

それ故「諸口商人」を瀬戸物を商う正規の〈本座商人〉とすると、「白俵物・塩あい物」商人は〈新儀商人〉となる。

2) 両者の対立抗争

法令Aには、「不可有違乱」と云う文言が二度登場する。最初は、第一条の「国中往反不可有違乱」で、二度目は第二条の「出入不可有違乱」である。第一条は、信長が瀬戸物を取り扱う「諸口商人」に対して「国中往反の自由」を命じたものである。これに対して第二条では「白俵物・塩相物以下」の「瀬戸物大市」への「出入」自由を命じている。両者ともに自由を命じている点では共通している

が、自由の内容が「国中往反」と「大市」への「出入」と異なっている。

このことを逆に言えば、「諸口商人」は「大市」へ「出入」する権利をもち、「白俵物・塩あい物」商人も既に「国中往反の自由」を認められていたとなろう。陶磁器を特産物として生産し、生活する瀬戸に於いては、「瀬戸物大市」とは特産品の外界への販売の機会であり、逆に自分達の生活を維持するために必要な物資を外界から入手する機会でもあった。その意味からすれば、非自給的な生活必需品である「塩・塩相物」を「瀬戸物大市」で入手することはごく自然な営みだと思われる。

それ故、「白俵物并塩あい物以下」を取り扱う商人たちが通る通り道だったとは云え、彼らが「当郷」で「出合」い、「瀬戸物大市」に「出入」するのは当然であった。それにも拘わらず、「出入不可有違乱」の言葉からは「白俵物并塩あい物以下」の「出入」に対して、現地での反対・抵抗が想定される。瀬戸物の購入特権を持つ「諸口商人」が〈本座商人〉としての自らの特権に基づき、〈新儀商人〉である「白俵物・塩あい物」商人の排除を目論んでいたからであろう。

つまり、「諸口商人」は〈新儀商人〉に対し、市場への出入りの禁止、荷物の差し押さえ、本座側への座役銭の要求等々をしたと思われる。これが第三条の「新儀諸役・郷質・所質不可取之事」と密接に関わってくるのである。この場合の「新儀諸役」とは、直接的には〈本座商人〉が〈新儀商人〉に対して要求した座役銭の徴収を意味し、また「郷質・所質」とは荷物の差し押さえを意味したと思われる。次に座役銭の徴収や質取りの仕組みについて考えておきたい。

天正五年の信長の安土山下町中宛て楽市令⁽⁴⁰⁾を母法とすると、娘法には、天正十四年の八幡山下町中宛て豊臣秀次楽市令⁽⁴¹⁾、文禄三年の八幡町中宛て京極次高楽市令⁽⁴²⁾、蒲生氏郷の天正十年日野町中宛て楽売楽買令⁽⁴³⁾、天正十六年の松坂町宛て十楽令⁽⁴⁴⁾、文禄四年の会津若松宛て浅野長吉⁽⁴⁵⁾掟条々十三カ条などがあるが、注目すべきは天正拾壹年の坂本町中宛て浅野長吉定書⁽⁴⁶⁾である。第一条には「楽市」文言はなく、代わりに第六条に「諸商人売物之儀、其宿ニテ可有売買事」とある。

売買の場が「市場」の場合と、駿河の江尻宿⁽⁴⁷⁾やこの坂本町のように、「商人宿」の中に「市場」が組み込まれている場合の二つがあったのである。この「瀬戸物大市」は瀬戸物の売買が「商人宿」

で行われる後者のケースに当たり、卸問屋・商人宿の建物の中で「白俵物・塩あい物以下」も売買されたと考えられよう。それ故これまでの瀬戸の大市では、卸問屋で制札の受取人でもある人物が「諸口商人」を「下人」として支配し、座役銭を徴収し、質取りをも行っていたと思われる。

少なくとも、松平氏・今川氏の支配下にあった三十年間は、窯元への隷属度の強い〈本座商人〉が織田側の〈新儀商人〉を閉め出そうとする体制が続いていたと思われる。しかしながら、信長によるこの制札の公布を契機として、〈新儀商人〉の瀬戸物大市への参入が公的に認められたのである。この時、『薪』の搬入や生産物の搬出を行う「諸口商人」は、「窯元」の「下人」と云う身分から解放されて、座役銭を納めるだけの「卸問屋」と「諸口商人」の関係へと変化したと思われる。

それ故、この制札Aの背後には、織田氏と松平・今川両氏との対立を背景とし、織田側の〈新儀商人〉と松平・今川側の〈本座商人〉と云う、歴史を異にする二大勢力の対立抗争が想定され、当該制札Aの分析には〈本座商人〉、〈新儀商人〉、商人宿、信長という四者の関係として考察すべきであるとなろう。

3) 新秩序の制定

第一条で信長は「諸口商人」に対して「国中往反の自由」を認めている。具体的には尾張国内での関銭の免除であり、関所自由通過のための鑑札の給付であろう。この〈関銭免除特権〉は当時の座が持っていた〈流通路独占権〉と対応し、奥野氏の云う〈瀬戸物売買の保護政策〉に当たっている。長いこと松平氏・今川氏の支配下にあった「諸口商人」たちを、新たに信長の支配下に組織するためには、「国中往反の自由」の公認が切り札であったのだろう。

征服地の商人に対する交通の自由保証は、この後一貫する信長の占領政策となった。美濃を征服した永禄十年、加納楽市場宛て制札第一条⁽⁴⁸⁾では「分国往反の自由」を明記し、伊勢征服の永禄十三年⁽⁴⁹⁾にも、越前征服の天正三年⁽⁵⁰⁾にも、信濃・甲斐征服の天正十年⁽⁵¹⁾にも、国内の関所廃止を宣言している。『信長公記』では元亀二年⁽⁵²⁾、天正二年⁽⁵³⁾に関所廃止の記事がある。往反の自由と関所・役所の廃止は、流通に携わる商人たちにとっては同じことを意味した。

第二条では「塩の道」や「塩付街道」等々を通

り、伊勢湾沿岸各地から瀬戸にやってきた「白俵物・塩あい物」商人を正規の瀬戸物商人に格上げし、瀬戸物市への出入り自由とし、これまで行っていた「横道商馬」を禁止した。彼らにとって「出入不可有違乱」とは、瀬戸物を取り扱う「諸口商人」との間では、〈新儀商人〉としての営業の保証を意味したが、他方「白俵物・塩あい物」商人相互間では、「瀬戸物市」での「市座特権」の否定、〈楽市〉の宣言である。

かつてこの世界にも「塩座」「魚座」等々があったと仮定すると、熱田の遠隔地商人や「塩付街道」を通る星崎商人、「知多郡・篠島商人」たちがそれぞれ特権を主張し互いに対立したり、市場からの排除を互いに主張したことなどが想像されるが、ここでは「座」の特権は全て否定され、総ての《塩・魚》商人に対し営業の自由が命じられ、〈瀬戸物市は全ての人に開かれた市〉だと宣言された。つまり第二条は、「白俵物・塩あい物」商人から見れば、楽市令である。

しかし、当制札を受け取った瀬戸物の卸問屋の立場から見れば、第二条の「横道商馬」の禁止は彼を通さない小窯元などに対しては、その活動を禁止したもので、彼の持つ「瀬戸物大市」における〈特権〉の再確認である。〈新儀商人〉である「白俵物・塩あい物」商人たちはこれまで「横道商馬」と云う形で、隠れて瀬戸物の取引をしていたが、これからは彼らもまた、「諸口商人」同様、卸問屋の保護下・監督下に組み込まれることになったのである。

それ故第二条は全体として、「白俵物・塩あい物」商人に対する保護と統制で、彼らは卸問屋を通じて瀬戸物市のルールに従うよう命じられたのである。また信長は、卸問屋を通じて、二種類の商人を同時に自分の保護下に置くことに成功したことになる。つまり制札Aに於いては、卸問屋の支配下にある「瀬戸物座」＝「諸口商人」に対しては、一方では〈市座特権〉が確認され、他方では、〈流通路独占権〉あるいは〈関銭徴収の免除特権〉がうたわれているのである。

これに対して「塩座」や「魚座」については〈市場での販売特権〉や〈座役銭徴収権〉が否定され〈楽市〉が命じられている。ここで注目すべきは、行き荷が「白俵物・塩あい物」なのに、帰りの荷が「瀬戸物」と云う在り方である。これを「鋸商法」と云い、一商品一座と云う中世的な「座」の原理とは相容れず、こうした営業方法は

既に保内商人などに見られ、近世近江商人の発展の原因になったと云う。ここでこの商法が認められたことは、「白俵物・塩あい物」商人への信長の強い保護によっていよう。

第三条の「新儀諸役不可取之事」を奥野氏は〈旧来のものは徴収した〉「商業税は徴収している」としている。これは〈瀬戸物売買については旧来通り課税する〉の意味で、この「諸役」の徴収は「国中往反の自由」、関所自由通過のための鑑札公布に対応していよう。それ故「白俵物・塩あい物」商人も瀬戸物購入の際には「諸役」を支払ったと思われる。一方「白俵物・塩相物以下」の商品に対しては、「新儀諸役」だから徴収しない、無税としたと考えられる。

このように「瀬戸物」と「白俵物・塩相物」は対照的な関係にあり、瀬戸物卸問屋の保護・監督下に「白俵物・塩相物以下」の〈楽市〉が成立したのである。また第三条の「郷質・所質不可取之事」は、市の平和令ではあるが、市の検断権を持つ瀬戸物卸問屋に対する命令と考えることが出来る。

7. むすび

これまでこの制札は第一条を中心に理解され、紹介されてきた。しかしここでは、第二条に注目することによって、瀬戸の瀬戸物市場に於いて、瀬戸物商人である「諸口商人」と、「塩・塩相物商人」とが互に対立していたことが分かった。瀬戸は「塩・塩相物商人」たちが伊勢湾沿岸から山国の信州に向かう「塩の道」に当たっていたのである。この制札は、相対立するこの二大勢力の対立を背景として、第三者権力である信長によって発給されたものである。

一方の「諸口商人」には尾張国内の交通の自由が、他方「塩・塩相物商人」には上り荷を「塩・塩相物」とすると、下り荷は「瀬戸物」と云う在り方が公認され、大局的には「塩・塩相物商人」の側に大きな利益が約束されたのである。

注

- (1) 「瀬戸楽市令と商人宿—永禄六年の瀬戸宛信長制札の分析」弘前大学教養部『文化紀要』第26号 1987.7
- (2) 『織田信長文書の研究』吉川弘文館 第一版 上・下二巻 1970年、増訂版 上・下・補遺三巻 1988年
- (3) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 第五巻武家法Ⅲ』岩波書店 2001年 第578号 文書 60頁
- (4) 『愛知県史 資料編11 織豊1』愛知県 2003年
- (5) 弘前大学教育学部研究紀要クロスロード第6号 2002.10
- (6) 『織田信長文書の研究 上巻』第435号文書 733頁
- (7) 『織田信長文書の研究 上巻』第1号文書 14~15頁
- (8) 『織田信長文書の研究 補遺』第7号文書 8~9頁
- (9) 永原慶二「戦国期の都市と物流」『戦国期の政治経済構造』岩波書店 1997年 320頁
- (10) 弘前大学教育学部紀要 第90号 2003.10
- (11) 『日本語大辞典』小学館
- (12) 網野善彦「中世の製塩と塩の流通」『塩業・漁業』『講座技術の日本史2』日本評論社 1985年 所収 49頁、網野善彦・森浩一『馬・船・常民』河合出版 1992年 講談社学術文庫 1999年
- (13) 宮本常一「塩の道」『道の文化』講談社 1979年 所収 239~240頁
- (14) 小野晃嗣「興福寺の座衆との関係」『日本中世商業史の研究』法政大学出版会 1989年 所収
- (15) 小野晃嗣「卸売市場としての淀魚市の発達」『日本中世商業史の研究』所収
- (16) 森浩一編『東海学の創造を目指して』五月書房 2001年
- (17) 網野善彦・森浩一『馬・船・常民』河合出版 1992年 講談社学術文庫 1999年
- (18) 豊田武『中世日本商業史の研究』岩波書店 初版 1944年 増訂版 1952年
- (19) 松田毅一・川崎桃太訳フロイス『日本史』4 中央公論社 1978年 213頁
- (20) 宮本常一『塩の道』講談社学術文庫
- (21) 森浩一編『東海学の創造を目指して』五月書房 2001年
- (22) 赤塚次郎「海部郡と三河湾の考古学」『伊勢と熊野の海』『海と列島文化8』小学館 1992年 所収
- (23) 網野善彦「河海の世界・美濃・尾張」『海民と日本社会』新人物往来社 1998年
- (24) 武田祐吉編『風土記』岩波文庫 1937年 282頁
- (25) 『織田信長文書の研究 上巻』第1号文書 14~15頁
- (26) 小島広次「勝幡系織田氏と津島衆」32頁
- (27) 谷川健一『日本の地名』岩波新書 108~122頁
- (28) 宮本常一「塩の道」『道の文化』講談社 1979年 所収 231~235頁
- (29) 「名古屋市全図」松岡文明堂 1933年
- (30) 平凡社 1981年
- (31) 河合出版 1992年 講談社学術文庫 1999年
- (32) 弘前大学教育学部紀要 第89号 2003.3
- (33) 弘前大学教育学部研究紀要クロスロード第6号 2002.10
- (34) 『織田信長文書の研究 上巻』第1号文書 14~15頁
- (35) 『織田信長文書の研究 補遺』補遺7号文書 8~9頁
- (36) 永原慶二「戦国期の都市と物流」『戦国期の政治経済構造』岩波書店 1997年 324頁
- (37) 『織田信長文書の研究 上巻』第193号文書 316~317頁
- (38) 佐々木銀弥「戦国時代における塩の流通」『日本中世の流通と対外貿易』吉川弘文館 1994年 所収
- (39) 谷口克広『信長の親衛隊』中公新書 1998年 90~91頁
- (40) 『中世法制史料集 第五巻武家法Ⅲ』第885号 文書 215~216頁
- (41) 『中世法制史料集 第五巻武家法Ⅲ』補注 390~391頁
- (42) 小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」『国立歴史民俗博物館研究報告』No.8 1985年 注(72) 288頁
- (43) 『中世法制史料集 第五巻武家法Ⅲ』第1080号 文書 303~304頁
- (44) 小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」270~271頁
- (45) 「新編会津風土記 卷十六」『大日本地誌大系』雄山閣 1932年 223頁
- (46) 近江永田文書 中部よし子「近世都市の諸問題」地方史研究会編『日本の都市と町』

「近世交通図」は角川地名辞典『愛知県』によった。
(2004.1.15 受理)